



熊本県公報

第11884号
平成22年2月23日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則	
○熊本県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則……………	(高齢者支援総室) 1
○保安林の指定に関する予定……………	(森林保全課) 11
○産業廃棄物処理施設変更許可申請に係る告示……………	(廃棄物対策課) 11
○産業廃棄物処理施設変更許可申請に係る告示……………	(") 12
○道路の区域変更……………	(道路保全課) 13
○道路の供用開始……………	(") 13
○道路の供用開始……………	(") 13
○指定代理納付者の指定事項の変更……………	(税務課) 14
公 告	
○県営土地改良事業計画変更決定……………	(農村計画・技術管理課) 14
○熊本県情報ギガハイウェイ用支線系通信回線サービスの調達 に係る入札結果……………	(情報企画課) 14
登 載 依 頼	
○有明海自動車航送船組合議会平成22年第1回定例会の開催 ……………	(有明海自動車航送船組合) 15
○第2回熊本県男女共同参画審議会の開催……………	(熊本県男女共同参画審議会) 15
○熊本県主要農作物奨励品種審査会の開催 ……………	(熊本県主要農作物奨励品種審査会) 15
○熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催 ……………	(熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会) 16

規 則

熊本県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年2月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第5号

熊本県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則
熊本県老人福祉法施行細則(昭和49年熊本県規則第43号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「又は」の次に「入所定員の」を加え、「よるもの」を「より行うもの」に改め、同条第2項中「減少」の次に「の時期」を、「又は」の次に「入所定員の」を加え、「養護老人ホーム等入所定員減員(増員)認可申請書」を「養護老人ホーム等入所定員減員時期(入所定員増員)認可申請書」に、「よるもの」を「より行うもの」に改める。

第8条第1項中「よるもの」を「より行うもの」に改め、同条第2項中「よる廃止又は休止」の次に「の時期」を加え、「よるもの」を「より行うもの」に改める。

第14条第1項中「よるもの」を「より行うもの」に改め、同条第2項中「並びに廃止及び休止」、「、それぞれ」及び「及び有料老人ホーム廃止(休止)届(別記第25号様式)」を削り、「よるもの」を「より行うもの」に改め、同条に次の1項を加える。

3 法第29条第3項の規定による廃止又は休止の届出は、有料老人ホーム事業廃止(休止)届(別記第25号様式)により行うものとする。

別記第1号様式中「設置者」を「事業者」に改め、「年 月 日から」を削り、「区域」の次に「(市町村の委託を受けて事業を行うおとす者にあつては、当該市町村の名称を含む。)」を加え、「行う場合」を「行おうとす者にあつては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類(小規模多機能型居宅介護事業及び認知症対応型老人共同生活援助事業に係るものを除く。)、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員(老人デイサービス事業に係るものを除く。)」に、「施設(サービスの拠点・住居)」を「事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居」に、「入所(登録・入居)定員」を「入所定員、登録定員又は入居定員」に改める。

別記第2号様式中「設置者」を「事業者」に改め、「下記のとおり」の次に「老人福祉法施行規則第1条の9第1項各号に掲げる事項について」を加える。

別記第3号様式中「設置者」を「事業者」に、

事業の名称	
廃止（休止）予定年月日	年 月 日

を

事業の種類	
経営者の氏名及び住所 (法人であるときはその 名称及び主たる事務所の 所在地)	
廃止（休止）予定年月日	年 月 日

に、

「休止の」を「休止しようとする場合にあつては、休止の」に改める。
別記第4号様式中「種類」を「施設の種類」に、「施設の規模」を「建物の規模」に、「施設長」を「施設の長」に改め、「行おうとする区域」の次に「(市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。)」を加え、

「入所定員」を「老人短期入所施設の場合にあつては、その入所定員(老人短期入所施設の場合)」に、「開始」を「開始の」に、「及び建物の」を「及び建物に係る」に、「施設を設置しようとする区域の市町村の同意書(市町村が当該市町村区域外に設置しようとする場合に限る。)」を「市町村が当該市町村の区域外に施設を設置しようとする場合にあつては、その施設を設置しようとする区域の市町村の同意書」に、「定款」を「国、都道府県及び市町村以外の者が設置しようとする場合にあつては、定款」に改める。

別記第5号様式中「下記のとおり」の次に「老人福祉法施行規則第1条の14第1項各号に掲げる事項について」を加え、「種類」を「施設の種類」に改める。

施設の名称		種類	老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 老人介護支援センター
廃止（休止）予定年月日			年 月 日

を

施設の名称		施設の種類	老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 老人介護支援センター
施設の所在地			
廃止（休止）予定年月日			年 月 日

に、

「利用し」を「便宜若しくは援助を受け」に、「休止の」を「休止しようとする場合にあつては、休止の」に改める。

別記第7号様式中「老人福祉法第15条第3項の規定に基づき養護・特別養護老人ホーム」を「養護老人ホーム・特別養護老人ホーム」に改め、「ので、」の次に「老人福祉法第15条第3項の規定により」を加え、「運営方針」を「運営の方針」に、「契約内容」を「契約の内容」に、「その名称」を「、その名称」に、

事業開始の予定年月日	年 月 日
添付書類 1 土地及び建物の権利関係を明らかにする書類 2 当該市町村の区域外に施設を設置しようとする場合は、その施設を設置しようとする区域の市町村の同意書 3 設置条例 4 就業規則又はこれに類するもの 5 医療法第7条第1項に基づく診療所開設許可書の写し	

を

事業開始の予定年月日	年 月 日
添付書類	1 土地及び建物に係る権利関係を明らかにする書類 2 医療法第7条第1項の規定に基づく診療所開設の許可書の写し 3 市町村が設置する場合にあっては、次に掲げる書類 (1) 養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置条例 (2) 当該市町村の区域外に施設を設置しようとする場合にあっては、その施設を設置しようとする区域の市町村の同意書 4 地方独立行政法人が設置する場合にあっては、次に掲げる書類 (1) 定款その他の基本約款 (2) 施設を設置しようとする区域の市町村の意見書 (3) 資産の状況を記載した書類 (4) 就業規則又はこれに類するもの

に

改める。

別記第8号様式中「老人福祉法第15条第4項の規定に基づき養護・特別養護老人ホームを設置したいので、認可くださるよう」を「養護老人ホーム・特別養護老人ホームを設置するために老人福祉法第15条第4項の規定による認可を受けたいので、」に、「運営方針」を「運営の方針」に、「契約内容」を「契約の内容」に、「その名称」を「、その名称」に、

資産状況	
添付書類 1 土地及び建物の権利関係を明らかにする書類 2 定款、その他の基本約款 3 施設を設置しようとする区域の市町村の意見書 4 就業規則又はこれに類するもの 5 医療法第7条第1項に基づく診療所開設許可書の写し	

を

資産の状況	
添付書類	1 土地及び建物に係る権利関係を明らかにする書類 2 定款その他の基本約款 3 施設を設置しようとする区域の市町村の意見書 4 就業規則又はこれに類するもの 5 医療法第7条第1項の規定に基づく診療所開設の許可書の写し

に

改める。

別記第10号様式中「市町村長」を「設置者の住所（所在地）」に、
「設置者の氏名（名称）」に、

施設の名称		種類	養護老人ホーム 特別養護老人ホーム
現在入所定員			人

を

施設の名称		施設の種類	養護老人ホーム 特別養護老人ホーム
施設の所在地			
現在の入所定員			人

に、

「時期」を「年月日」に改め、「を必要と」を削り、「現に」を「減員しようとする場合」に改める。

別記第11号様式中「養護老人ホーム等入所定員減員（増員）認可申請書」を「養護老人ホーム等入所定員減員時期（入所定員増員）認可申請書」に、「入所定員を減員（増員）したいので、老人福祉法第16条第3項の規定により認可くださるよう」を「養護老人ホーム・特別養護老人ホームの入所定員の減員（入所定員の増員）をするために入所定員の減員の時期（入所定員の増員）について老人福祉法第16条第3項の規定による認可を受けたいので、」に、

施設の名称		種類	養護老人ホーム 特別養護老人ホーム
現在入所定員			人

を

施設の名称		施設の種類	養護老人ホーム 特別養護老人ホーム
施設の所在地			
現在の入所定員			人

に、

「の時期」を「の年月日」に改め、「を必要と」を削り、「現に」を「減員しようとする場合」に改める。

別記第12号様式中「市町村長」を「設置者の住所（所在地）」に、「養護・特別養護老人ホームを下記のとおり」を「下記のとおり養護老人ホーム・特別養護老人ホームを」に改め、「関係書類を添えて」を削り、「種類」を「施設の種類」に、

所在地	
-----	--

を

施設の所在地		に、
--------	--	----

「、求積票」を「及び求積票」に、

廃止の予定期日又は休止の予定期間		を
財産処分の方法		

廃止（休止）の予定年月日	年 月 日	に、
休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間		
財産処分の方法		

「現在」を「現に」に改める。
 別記第13号様式中「養護・特別養護老人ホームを下記のとおり廃止（休止）したいので、」を「下記のとおり養護老人ホーム・特別養護老人ホームを廃止（休止）するために、」の規定により認可くださるようを「の規定による認可を受けたいので、」に、「種類」を「施設の種類」に、

所在地		を
-----	--	---

施設の所在地		に、
--------	--	----

廃止の予定期日又は休止の予定期間		を
財産処分の方法		

廃止（休止）の予定年月日	年 月 日	に、
休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間		
財産処分の方法		

「現在」を「現に」に、「理事会」を「廃止又は休止に係る理事会」に改める。
別記第15号様式中「種類」を「施設の種類」に、

所在地			
設置者の氏名又は名称		住所	

を

施設の所在地			
設置者の氏名又は名称		設置者の住所	

に、

「、経歴」を「の経歴」に、「、求積票」を「及び求積票」に、

利用者に対する処遇の方法			
添付書類	1 土地及び建物の権利関係を明らかにする書類 2 施設を設置しようとする区域の市町村の意見書（市町村が当該市町村区域内に設置しようとする場合を除く。） 3 定款、その他の基本約款又は設置条例 4 就業規則又はこれに類するもの		

を

福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法			
添付書類	1 土地及び建物に係る権利関係を明らかにする書類 2 施設を設置しようとする区域の市町村の意見書（市町村が当該市町村の区域内に設置しようとする場合を除く。） 3 条例、定款その他の基本約款 4 就業規則又はこれに類するもの		

に

改める。

別記第16号様式中「軽費老人ホームを経営したいので、」を「下記のとおり軽費老人ホームを経営するために」に、「の規定により許可くださるよう下記のとおり」を「の規定による許可を受けたいので、」に、「種類」を「施設の種類」に、

所在地			
設置者の氏名又は名称		住所	

を

施設の所在地			
設置者の氏名又は名称		設置者の住所	

に、

「、求積票」を「及び求積票」に、「利用者」を「福祉サービスを必要とする者」に、「管理方法」を「管理の方法」に、「施設管理」を「施設の管理者」に、「使用権限」を「使用の権限」に

事業経営者又は施設管理者に事故がある時の処置	
添付書類 1 土地及び建物の権利関係を明らかにする書類 2 施設を設置しようとする区域の市町村の意見書 3 定款、その他の基本約款又は設置条例 4 就業規則又はこれに類するもの	

を

事業の経営者又は施設の管理者に事故があるときの処置	
添付書類 1 土地及び建物に係る権利関係を明らかにする書類 2 施設を設置しようとする区域の市町村の意見書 3 定款その他の基本約款 4 就業規則又はこれに類するもの	

に

改める。

別記第 1 7 号様式中

「次のとおり社会福祉法第 6 2 条第 1 項の各号に掲げる事項について変更したので、同法第 6 3 条第 1 項の規定により届け出ます。

施設の種類	種類	軽費老人ホーム (A 型) 軽費老人ホーム (B 型) ケアハウス
所在地		

を

「下記のとおり社会福祉法第 6 2 条第 1 項各号に掲げる事項について変更したので、同法第 6 3 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

施設の種類	施設の種類	軽費老人ホーム (A 型) 軽費老人ホーム (B 型) ケアハウス
施設の所在地		

に

改める。

別記第 1 8 号様式中「軽費老人ホームの事業を変更することについて、」を「下記のとおり軽費老人ホームの事業を変更するために」に、「の規定により許可くださるよう下記のとおり」を「の規定による許可を受けたいので、」に、「種類」を「施設の種類」に、

施設の所在地	
--------	--

を

施設の所在地		に
--------	--	---

改める。

別記第19号様式中「軽費老人ホームを下記のとおり」を「下記のとおり軽費老人ホームの経営を」に、「種類」を「施設の種類」に、「設置者氏名(名称)」を「施設の所在地」に改め、「方法」の次に「(市町村を除く。)」を加える。

別記第20号様式中「設置者」を「事業者」に、「老人福祉センターを設置し 年月 日から事業」を「下記のとおり老人福祉センターの経営」に、「下記のとおり届け出ます」を「関係書類を添えて届け出ます」に、「事務所所在地」を「事務所の所在地」に、「定員」を「入所定員」に、

定款その他の基本約款		を
その他参考事項		

条例、定款その他の基本約款		に
その他参考事項		
添付書類	公衆浴場を設置した場合にあっては、公衆浴場法第2条第1項の規定に基づく許可書の写し	

改め、「注 公衆浴場法第2条第1項による許可書の写しを添付してください。」を削る。

別記第21号様式中「設置者」を「事業者」に、「社会福祉法第67条第1項の各号に掲げる事項について変更したので、同法第69条第2項の規定により次のとおり届け出ます。」を

「下記のとおり社会福祉法第67条第1項各号に掲げる事項について変更したので、同法第69条第2項の規定により届け出ます。」に

改める。

別記第22号様式中「設置者」を「事業者」に、「老人福祉センターを廃止したので、社会福祉法第69条第2項の規定により次のとおり届け出ます。」を

「下記のとおり老人福祉センターを運営する事業を廃止したので、社会福祉法第69条第2項の規定により届け出ます。」に、

「施設の所在地」を「主たる事務所の所在地」に、

廃止の事由		を
その他の参考事項		

廃止の理由		に
財産処分の方法(市町村を除く。)		
その他の参考事項		

改める。

別記第 2 3 号様式中「有料老人ホーム」を「下記のとおり有料老人ホーム」に、「下記のとおり届け出ます」を「関係書類を添えて届け出ます」に、「設置予定地」を「施設の設置予定地」に、「設置者の氏名及び」を「設置しようとする者の氏名及び」に、「及び設置予定地」を「及び所在地」に、「予定年月日」を「の予定年月日」に、

施設管理者の氏名及び住所				を
入所定員	人	居室数	室	

施設の管理者の氏名及び住所				に、
施設において供与される介護等の内容				
入所定員	人	居室数	室	

建物の規模、構造、設備の概要	別添平面図、求積票（各室別） 建築基準法による検査済証写しのとおり				を
添付書類	1 条例、定款その他の基本約款 2 建築基準法第 6 条第 1 項の確認を受けたことを証する書類 3 設置しようとする者の直近の事業年度の決算書 4 施設の運営の方針 5 市場調査等による入所者の見込み 6 職員の配置の計画 7 入居一時金、利用料その他の入所者の費用負担額が明らかになる利用規程等 8 医療施設との連携の内容 9 事業開始に必要な資金の額及びその調達方法 1 0 長期の収支計画 1 1 入居契約書				

建物の規模及び構造並びに設備の概要	別添平面図及び求積票（各室別） 建築基準法による検査済証写しのとおり				
入居契約に入居契約の解除に係る返還金に関する定めがあるときは、当該定めの内容並びに返還金の支払を担保するための措置の有無及び当該措置の内容					
入居契約に損害賠償額の予定（違約金を含					

む。)に関する定めがあるときは、その内容		
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 条例、定款その他の基本約款 2 建築基準法第6条第1項の確認を受けたことを証する書類 3 設置しようとする者の直近の事業年度の決算書 4 施設の運営の方針 5 市場調査等による入所者の見込みに係る書類 6 職員の配置の計画 7 一時金、利用料その他の入所者の費用負担の額が明らかになる利用規程等 8 医療施設との連携の内容に係る書類 9 事業開始に必要な資金の額及びその調達方法に係る書類 10 長期の収支計画 11 入居契約書及び設置者が入居を希望する者に対し交付して、施設において供与される便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書 	に

改める。

別記第24号様式中

「次のとおり老人福祉法第29条第1項各号に掲げる事項について変更したので、同法第29条第2項の規定により届け出ます。」を

「下記のとおり老人福祉法第29条第1項各号に掲げる事項について変更したので、同法第29条第2項の規定により届け出ます。」に

記

改める。

別記第25号様式中「有料老人ホーム廃止（休止）届」を「有料老人ホーム事業廃止（休止）届」に、

「次のとおり廃止（休止）したので、老人福祉法第29条第2項の規定により届け出ます。」

施設の名称		を
廃止年月日（休止期間）	年 月 日	
廃止（休止）の理由		

「下記のとおり有料老人ホームを廃止（休止）するので、老人福祉法第29条第3項の規定により届け出ます。」

記

施設の名称		
施設の所在地		
廃止（休止）年月日	年 月 日	に
休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間		
廃止（休止）の理由		

改め、

「注 1 不要の文字は抹消してください。
 2 休止期間は休止を開始する年月日及び休止を終了する年月日を記入してください。」

「注 不要の文字は抹消してください。」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の熊本県老人福祉法施行細則の規定により提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の熊本県老人福祉法施行細則の相当規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

告 示

熊本県告示第201号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
 平成22年2月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡山都町目丸字緑川3654番4から3654番8まで、字古道3679番3、3679番4、3679番6、3679番7
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字緑川3654番4・字古道3679番3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県上益城地域振興局並びに山都町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第202号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の5第1項の規定により産業廃棄物処理施設の変更許可申請があったので、同条第2項において準用する同法第15条第4項の規定により次のとおり告示し、申請書（添付された書類及び図面を含む。以下同じ。）を縦覧に供する。
 なお、同条第6項の規定により当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者（以下「利害関係者」という。）は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、熊本県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。
 平成22年2月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 申請者の住所、名称及び代表者の氏名
 熊本市島町五丁目7番3号
 株式会社前田産業 代表取締役 木村洋一郎
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
 上天草市大矢野町登立字呑辻3570番1
- 3 産業廃棄物処理施設の種類
 産業廃棄物の中間処理施設であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第7条第8号及び第13号の2に掲げるもの
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
 木くず、紙くず、繊維くず及び廃プラスチック類
- 5 産業廃棄物処理施設の処理能力
 政令第7条第8号に規定する廃プラスチック類の焼却施設 9.6トン/24時間
 政令第7条第13号の2に規定する産業廃棄物の焼却施設 4.08トン/24時間
- 6 申請年月日
 平成22年1月21日
- 7 申請書の縦覧場所
 天草市今釜新町3530番地 熊本県天草保健所衛生環境課
- 8 縦覧の期間及び時間
 - (1) 期間
 平成22年2月23日から平成22年3月23日まで（日曜日、土曜日及び国民

- の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する国民の祝日を除く。）
- (2) 時間
午前8時30分から午後5時30分まで（正午から午後1時までを除く。）
- 9 利害関係者の意見書の提出先及び記載事項
- (1) 提出先
次のいずれかの部署に提出すること。
ア 〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県環境生活部廃棄物対策課
イ 〒866-8555 天草市今釜新町3530番地 熊本県天草保健所衛生環境課
- (2) 記載事項
次の事項を日本語で記載すること。
ア 提出者の住所及び氏名
イ 対象とする事業名
事業が特定できるように記載すること。
(例)「株式会社前田産業が上天草市に設置している産業廃棄物処理施設（焼却施設等）事業（平成22年1月21日変更許可申請の事業）」
ウ 生活環境の保全上の見地からの意見
- 10 問い合わせ先
不明な点等がある場合は、次のいずれかの部署に問い合わせること。
(1) 熊本県環境生活部廃棄物対策課 電話番号096-333-2278
(2) 熊本県天草保健所衛生環境課 電話番号0969-23-0172

熊本県告示第203号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の5第1項の規定により産業廃棄物処理施設の変更許可申請があったので、同条第2項において準用する同法第15条第4項の規定により次のとおり告示し、申請書（添付された書類及び図面を含む。以下同じ。）を縦覧に供する。

なお、同条第6項の規定により当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者（以下「利害関係者」という。）は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、熊本県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成22年2月23日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 申請者の住所、名称及び代表者の氏名
熊本市島町五丁目7番3号
株式会社前田産業 代表取締役 木村洋一郎
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
上天草市大矢野町登立字呑辻3570番1
- 3 産業廃棄物処理施設の種類
産業廃棄物の中間処理施設であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第7条第11号の2に掲げるもの
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物、ばいじん及び燃え殻
- 5 産業廃棄物処理施設の処理能力
政令第7条第11号の2に規定する廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設 4
33トン/24時間
- 6 申請年月日
平成22年1月21日
- 7 申請書の縦覧場所
天草市今釜新町3530番地 熊本県天草保健所衛生環境課
- 8 縦覧の期間及び時間
- (1) 期間
平成22年2月23日から平成22年3月23日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する国民の祝日を除く。）
- (2) 時間
午前8時30分から午後5時30分まで（正午から午後1時までを除く。）
- 9 利害関係者の意見書の提出先及び記載事項
- (1) 提出先
次のいずれかの部署に提出すること。
ア 〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県環境生活部廃棄物対策課
イ 〒866-8555 天草市今釜新町3530番地 熊本県天草保健所衛生環境課
- (2) 記載事項

- 次の事項を日本語で記載すること。
- ア 提出者の住所及び氏名
- イ 対象とする事業名
事業が特定できるように記載すること。
(例) 「株式会社前田産業が上天草市に設置している産業廃棄物処理施設（溶融施設等）事業（平成22年1月21日変更許可申請の事業）」
- ウ 生活環境の保全上の見地からの意見

10 問い合わせ先

- 不明な点等がある場合は、次のいずれかの部署に問い合わせること。
- (1) 熊本県環境生活部廃棄物対策課 電話番号096-333-2278
- (2) 熊本県天草保健所衛生環境課 電話番号0969-23-0172

熊本県告示第204号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成22年2月23日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年2月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	266号	下益城郡城南町大字下宮地字居屋敷 502番5地先から 同所 503番1地先まで	前	15.5 ～ 23.7	36.0	道路法第24条工事 (交差点改良)
			後	15.5 ～ 30.7		
主要地方道	熊本高森線	上益城郡益城町大字福富字打出宅地 740番30地先から 同所 740番3地先まで	前	16.5 ～ 24.5	30.2	地基創 交安 (右折 レーン 設置に 伴う交 差点改 良)
			後	16.5 ～ 26.0		

2 区域を変更する期日 平成22年2月23日

熊本県告示第205号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年2月23日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年2月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	外牧大林線	菊池郡大津町大字大林字竹迫 743番2地先から 同所 742番3地先まで	71.0	単道改 (改築 による 拡幅)

2 供用を開始する期日 平成22年2月24日

熊本県告示第206号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年2月23日から60日間、熊本県土木部道路保全課におい

て一般の縦覧に供する。
平成22年2月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	南小国波野線	阿蘇郡産山村大字山鹿字竹ノ屋所 1358番1地先から 同所 1356番1地先まで	192.0	単道改 (改築 による 拡幅)

2 供用を開始する期日 平成22年2月23日

熊本県告示第207号

平成21年5月29日熊本県告示第533号(指定代理納付者の指定)について次のとおり変更があったので、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第25条の2の規定により告示する。

平成22年2月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

4に「(3) JCB」を加える。

公 告

熊本県公告第77号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定に基づき、県営羊角湾周辺二期地区(大ノ浦東工区)土地改良事業(区画整理)の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成22年2月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 縦覧に供する書類

変更後の県営羊角湾周辺二期地区(大ノ浦東工区)土地改良事業(区画整理)計画書の写し

2 縦覧期間

平成22年2月24日から平成22年3月24日まで

3 縦覧場所

天草市役所

熊本県公告第78号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条及び熊本県物品又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51条)第11条の規定により、次のとおり公告する。

平成22年2月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 落札に係る特定役務の名称

(1) 熊本県情報ギガハイウェイ用支線系通信回線サービス(県庁NOCブロック)

(2) 熊本県情報ギガハイウェイ用支線系通信回線サービス(阿蘇APブロック行政NW)

(3) 熊本県情報ギガハイウェイ用支線系通信回線サービス(阿蘇APブロック教育文化NW)

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

熊本県地域振興部情報企画課電子県庁管理班
郵便番号862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号

3 落札者を決定した日

平成22年2月4日

4 落札者の名称及び所在地並びに落札金額

(1) 熊本県情報ギガハイウェイ用支線系通信回線サービス(県庁NOCブロック)

九州通信ネットワーク株式会社
福岡市中央区天神一丁目12番20号

1,714,650円(うち消費税及び地方消費税の額81,650円)

- (2) 熊本県情報ギガハイウェイ用支線系通信回線サービス（阿蘇APブロック行政NW）
株式会社NTT西日本一九州熊本営業所
熊本市桜町3番1号
204,750円（うち消費税及び地方消費税の額9,750円）
- (3) 熊本県情報ギガハイウェイ用支線系通信回線サービス（阿蘇APブロック教育文化NW）
九州通信ネットワーク株式会社
福岡市中央区天神一丁目12番20号
144,900円（うち消費税及び地方消費税の額6,900円）
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 入札公告日
平成21年12月25日

登載依頼

有明海自動車航送船組合告示第1号

有明海自動車航送船組合議会平成22年第1回定例会を平成22年3月3日午後1時熊本県玉名市に招集する。
平成22年2月23日

有明海自動車航送船組合
管理者 元重 雅博

熊本県男女共同参画審議会公告第25号

熊本県男女共同参画審議会の会議を次のとおり開催します。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。
平成22年2月23日

熊本県男女共同参画審議会会長

- 1 開催日時
平成22年2月26日（金）
午後2時から3時30分まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺公園28-51
熊本県庁行政棟本館5階「審議会室」
- 3 議事
(1) 熊本県男女共同参画計画（第3次）改定の方針・スケジュール
(2) 県民意識調査の結果の概要について
(3) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、受付の上事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県男女共同参画審議会事務局（熊本県総務部男女参画・協働推進課）
（電話 096-333-2287）

熊本県主要農作物奨励品種審査会公告第30号

熊本県主要農作物奨励品種審査会の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。
平成22年2月23日

熊本県主要農作物奨励品種審査会会長

- 1 開催日時
平成22年3月15日（月）
午前10時から正午まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺6丁目18番1号 県庁本館5階審議会室
- 3 議題
(1) 認定品種に採用したい品種について

- ・ 水稻「ミズホチカラ」
 - ・ 水稻「北陸193号」
 - (2) 奨励品種等から廃止したい品種について
 - ・ 水稻「秋音色」
 - (3) 特別増殖をしたい系統について
 - ・ 水稻「熊本53号」
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
- (1) 傍聴希望者は、会議の開始予定時刻までに、当該会議の会場において、審査会の会長の許可を得た上で、会議の会場にはいることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺6丁目18番1号
熊本県主要農作物奨励品種審査会事務局（熊本県農林水産部農産課農産流通班）
（電話096-333-2388）

熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号

平成21年度熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成22年2月23日

熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 1 開催日時
平成22年2月25日（木）
午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本テルサ 2階 リハーサル室
- 3 議題
- (1) 救急告示医療機関認定の更新等について
 - (2) 平成22年度病院群輪番制の実施について
 - (3) その他
- 4 非開示事項
上記議題のうち、(1)「救急告示医療機関認定の更新等について」
理由
医療法人等又は医業を営む個人に関する情報であって、公にすることによって当該医療法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため。
- 5 傍聴者の定員
10人
- 6 傍聴手続
- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 7 問い合わせ
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局（熊本県健康福祉部医療政策総室）
（電話 096-333-2204）